



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4219 号 2018.2.19 発行

女性の視点で防災アドバイス 都が手引書編集 来月から無料配布



東京新聞 2018年2月18日
3月から都内で配布が始まる防災ブック「東京くらし防災」

女性の視点を生かした都編集の防災ブック「東京くらし防災」が完成し、3月1日から図書館や郵便局、女性客が多い美容院など都内約9000カ所で無料配布される。地震でも食器が落下しにくい収納法など日常の備えに役立つアイデアから乳幼児を連れた避難や避難所での授乳、着替えなどきめ細かな災害対策情報を満載し

ている。（榎原智康）

二〇一五年に都が都内全戸に配布した防災ブック「東京防災」の姉妹版。大学の研究者や雑誌の編集者ら女性六人による検討委員会での意見を基に作製した。B6判百六十四ページで百万部発行する。

台所での食器は一番下に中くらいの皿を置き、その上に大きいもの、小さいものの順に積むと揺れに強く安定する。大きなストールは避難時に粉じんを防いだり、避難所での間仕切り代わりに使える…など被災時の知恵を紹介。イラストや被災者の体験談も交えて気軽に読めるよう工夫され、視覚障害者向けの「音声コード」付きでスマートフォンなどを通じて全ページの本文が音声で聞ける。

防災ブックについて都はコールセンター＝電03（6302）8641＝で問い合わせに応じる。平日の午前10時～午後七時まで。

都は、スマートフォンやタブレット端末で利用できるサービスとして「東京都防災アプリ」を新たに作り、三月一日から配信する。都の防災ブックが閲覧できるほか、地震の「地域危険度」などが確認できる。



浜松が舞台 映画「バケツと僕！」の試写会

中日新聞 2018年2月19日

浜松市が主要なロケ地となり、障害者と健常者の友情を描いた映画「バケツと僕！」の試写会が十八日、浜松市中区のえんてつホールであった。

児童養護施設の指導職員と、軽度の知的障害がある「バケツ」というあだ名の少年の交流をハートフルに描いた作品。二〇一六年十一月～十二月ごろに浜松市の繁華街などで撮影された。

試写会で上映後、監督の石田和彦さん（64）と、浜松市出身でプロデューサーの竹山昌利さん（64）、出演した歌手の紘毅さん（32）と徳永ゆうきさん（22）、女優の杉田かおるさん（53）が登壇。石田さんは「作品のテーマが重くなりがちなので、笑えて泣ける作品になるようにした」と語った。

舞台あいさつの後にはミニライブもあり、紘毅さんと徳永さんのユニット「ゆうきひろき」＝写真＝の演奏や、杉田さんが「鳥の詩」を歌う場面もあった。

県内での上映は、三月十七日から浜松市中区のシネマイーラで始まるほか、静岡市葵区の静岡シネ・ギャラリーでも予定されている。（鎌倉優太）

＝巣立つ＝ （24） 佐賀大附属特別支援 唐津特別支援 中原特別支援 大和特別支援 佐賀新聞 2018年2月18日

佐賀大附属特別支援

今井 麻琴（いまい・まこと）運動会の応援団長などでリーダーシップを発揮し、スポーツでも活躍した。佐賀市東与賀町のめぐみ園で働き、「清掃の仕事を頑張りたい」と張り切っている。佐賀市東与賀町。

古賀 祥恵（こが・さきえ）生徒会長を務め、明るく優しい性格で信頼を集めた。「最後の運動会で、みんなでダンスや応援を頑張ったことが思い出」。マックスバリュ巨勢店に就職する。神埼市千代田町。

堤 裕太郎（つつみ・ゆうたろう）誰とでも仲良くできる優しい性格の持ち主。学習発表会などで得意の太鼓を披露した。佐賀市のレインボーハウスに進み、「仲良く元気に仕事をしたい」。佐賀市鬼丸町。

平原 公大朗（ひらばる・こうたろう）明るい性格で周りを和ませる存在。「修学旅行でみんなとディズニーランドに行けて楽しかった」。力を入れた木工の技術を生かし、小城市の事業所で働く。佐賀市。

唐津特別支援

樋渡 拳吾（ひわたし・けんご）人と関わるのが好き。調理実習やプールなどを通し、体を動かすことを頑張った。生活の幅を広げることを目標に、「卒業後も積極的に外に出ていきたい」。伊万里市脇田。

浦 陸王（うら・りくおう）高等部に入り、友人と協力することや椅子にじっと座るなど、できることが増えた。文化祭では音楽ステージに登壇し、保護者から大きな拍手を受けた。唐津市山本。

山口 未愛（やまぐち・みなみ）いつも笑顔で、周囲を明るくする存在。作業学習では、除草作業や収穫の手伝いなど、任された仕事に懸命に取り組んだ。卒業後は就労継続支援事業所に就業する。唐津市鏡。

小窪 百々花（こくぼ・ももか）文化祭実行委員や校内駅伝大会のキャプテンなどに挑戦した。修学旅行で訪れた遊園地が思い出。福祉作業所に就業し、「お金をためて車の免許を取りたい」。唐津市湊町。

中原特別支援

山里 琳咲（やまさと・りさ）生徒会長として学校行事に積極的に参加。「みんなをまとめられたことがうれしかった」と振り返る。「両親などお世話になった人に恩返ししたい」と就労を目指す。みやき町。

山口 廣人（やまぐち・ひろと）全国障害者スポーツ大会の陸上200メートルで優勝、100メートルとリレーでも4位入賞を果たした。旭食品に就職が決まり、「責任を持って仕事に取り組みたい」。鳥栖市加藤田町。

鳥飼 明日菜（とりかい・あすな）教室や廊下をモップがけするなど校内美化に力を入れ、先生や友達に「ありがとう」と喜ばれたことが思い出に残る。「けがや病気することなく元気に過ごしたい」。基山町。

中山 雄介（なかやま・ゆうすけ）3年間皆勤。校外学習や体育祭など多くの行事に学校代表として参加し、たくさんの人と交流を深めた。春からも「元気に笑顔たくさんの日々を過ごしたい」。柳川市三橋町。

大和特別支援

杉谷 暁（すぎたに・あきら）生徒会役員や寄宿舎の舎生副会長を務め、本年度の県障害者スポーツ大会では1500メートルで大会新記録を出した。23年に佐賀で開かれる全国大会への出場が夢。佐賀市高木瀬東。

中原 凌（なかはら・りょう）優しく穏やか。あいさつや返事などの練習を重ね就職に向けてステップアップし、一般就労までの道を切り開いた。「給料を貯めて両親に恩返ししたい」。佐賀市巨勢町。

大久保 克樹（おおくぼ・かつき）クラスのムードメーカー的存在。系の仕事や作業学習での活動に熱心に取り組んだ。「周囲の人とコミュニケーションを取って楽しく生活したい」。佐賀市兵庫町。

今春卒業する生徒たちを紹介しています（敬称略）。あすは盲学校、ろう学校、唐津海上技術学校の予定です。

暮らし関連法案 国会審議本格化 「働き方」最大の焦点 裁量労働制、与野党が攻防



毎日新聞 2018年2月18日
受動喫煙対策の強化を求める超党派の議員連盟は臨時総会を開き、「厚生労働省案は緩すぎる」として対案提出を目指すことが決まった＝2018年2月13日、山田泰蔵撮影

暮らしに関わる法案の審議がこれから衆院厚生労働

主な暮らし関連の法案の概要 ※☆は提出済み

働き方改革 関連法案	残業時間の罰則付き上限規制のほか、裁量労働制を拡大し、「高度プロフェッショナル制度」を新設
☆生活保護法 など改正案	生活保護世帯の大学進学を支援。無料低額宿泊所の規制を強化し、優良事業者を助成
健康増進法 改正案	受動喫煙対策を強化。飲食店への規制は屋内原則禁煙としつつ、小規模店は適用除外に
☆子ども・ 子育て支援法 改正案	待機児童解消に向け、市町村の枠を超え認可保育所の利用を調整する協議会を設置
医療法と医師法 改正案	医師偏在を解消するため不足状況を地域ごとに指標化し、都道府県が医師を派遣する
食品衛生法 改正案	食品のリコール制度を新設。広域の食中毒に対応するため国や自治体で協議会を設置
精神保健福祉法 改正案	相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件を受け、措置入院患者の支援を強化
水道法改正案	人口減少や設備の老朽化に対応するため、水道事業に関して自治体間の連携を促し、民間の活用を強化

働委員会などで本格化する。最大の焦点は働き方改革関連法案だが、法案に盛り込まれる予定の裁量労働制拡大を巡り、安倍晋三首相は答弁を撤回。つまずきを見せている。【阿部亮介】

「働き方改革を断行する」。通常国会が開会した1月22日、安倍首相は施政方針演説で力を込め、今国会を「働き方改革国会」と位置付けた。

首相は29日の衆院予算委員会で、「長時間労働につながる」と批判の根強い裁量労働制について、「一般労働者よりも労働時間が短い」と答弁した。

だが、その後、答弁の根拠となるデータが不十分だと判明。2月13日の予算委では「そういうデータがあった」と答え、批判をかわそうとしたが、翌14日の予算委で「答弁は撤回するとともに、おわびしたい」と陳謝した。

働き方改革関連法案には残業時間の上限規制が盛り込まれる一方、裁量

労働制の拡大や、一部労働者を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」が含まれ、野党側は「残業代ゼロ法案」と批判している。そこにデータ問題も加わって野党側は攻勢を強めており、審議の行方は見通せない。

生活保護法などの改正案は来年度予算の執行に関わるだけに優先的に審議される見通し。ただ、これにも野党は「生活保護費の切り下げにつながる」と批判を強めており、すんなりと成立できる状況ではない。

一方、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案は、中身を巡る調整が続いている。2020年の東京五輪・パラリンピック開催に向け、「事実上、今国会がタイムリミット」（厚労省幹部）とされる。だが、自民党内には「厚労省案は緩すぎる」との批判はなお根強い。

厚労省幹部は「生活保護、働き方、受動喫煙の三つは必ず成立させたい」と位置付けているが、3法案にはかなりの時間が割かれそうだ。

会期末は6月20日と限られている。食品衛生法改正案や水道法改正案、医療法と医師法の一括改正法案は成立できるかどうか不透明だ。昨年の通常国会で審議入りしたものの、成立までこぎつけられなかった精神保健福祉法改正案は成立が見送られる公算が大きい。

労働時間規制 高プロ創設し緩和も

働き方改革関連法案の柱は、労働時間規制の見直しと非正規労働者の待遇改善だ。8種類の労働法規の改正を一本化。労働時間規制については強化だけでなく、「高度プロフェッショナル制度」（高プロ）など規制緩和も含まれている。

規制強化では、昨年春に政労使が合意した残業時間の上限規制の実現を目指す。労使協定（36協定）で定める残業の上限を原則として「月45時間、年360時間」とし、繁忙期でも「月100時間未満、年720時間」とする。違反した企業には罰則が適用される。

規制緩和は、高プロの創設と裁量労働制の拡大だ。高プロは金融ディーラーなど高収入の一部専門職を労働時間規制の対象から外し、企業に残業代の支払い義務がなくなる。「長時間労働につながる」という懸念があり、政府は連合の要請を受けて年104日以上の日取得の義務化などを取り入れた。

実際に働いた時間でなく、あらかじめ決めた労働時間に基づいて賃金を支払う裁量労働制では、一部の法人営業職まで対象を拡大する。法案では対象の範囲が分かりにくいとの指摘もあり、政府の丁寧な説明が必要だ。

正社員と非正規労働者の不合理な待遇差を禁じる「同一労働同一賃金」も盛り込まれた。基本給や賞与などについて、差別的な扱いをしてはならないと明記。政府は処遇の具体的な基準をまとめたガイドライン案も作成しており、格差解消を図る。【古関俊樹】

貧困対策 子への連鎖食い止め

貧困対策関連は子どもの貧困対策強化に重点を置いている。生活保護法▽生活困窮者自立支援法▽社会福祉法▽児童扶養手当法—の4法を一括改正する。

親から子への「貧困の連鎖」を食い止めるため、今春から大学や専門学校に進学する子どもに進学準備給付金を支給する。高校を卒業すると生活保護の受給対象から外れ、新生活の準備を整えるのが難しいことに対応する。使途は学用品などの購入を想定している。自宅生には10万円、親元を離れる場合は30万円。

困窮世帯の子どもの学習支援事業は「学習・生活支援事業」と改め、家庭訪問や親への相談対応、子どもの居場所作りの役割を強化する。

所得の低いひとり親世帯への児童扶養手当は、支払い回数を年3回から6回に分割し、家計管理をしやすくする。

一方、貧困高齢者らに対する住まい対策も強化する。「貧困ビジネス」の温床と指摘されてきた無料低額宿泊所の規制を強化。居室面積などの最低基準を設け、自治体が事業者に改善命令を出せるようにする。また、事業者の届け出を「事業開始1カ月以内」から「事業開始前」へとし、事前届け出制に改める。

法改正とは別に、政府は生活保護受給額を10月から段階的に平均1・8%削減する。【熊

谷豪】

受動喫煙対策 既存飲食店に例外

受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案は、昨年の通常国会で自民党との調整がつかず提出できなかった経緯があり、厚労省は昨年の案より規制を大幅に緩めた。3月上旬の提出を目指す。

焦点となる飲食店規制は、昨年の案は、専用喫煙室でしか喫煙を認めない屋内禁煙を原則とし、例外は店舗面積30平方メートル以下のバー・スナックに限っていた。しかし、今回提出を目指す案では、新規開設店や大手チェーン店で例外を認めない代わりに、既存店では大幅に例外を拡大。バーなどと店の種類を限らず、「客室面積100平方メートル以下」で「個人経営か資本金5000万円以下」などとし、自民党などと調整を続けている。

利用者が急増している加熱式たばこは、喫煙専用室でなく、飲食と同時に喫煙できる部屋を認め、紙巻きたばこより緩くする。医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とするが、ついたてなどで受動喫煙を防げば屋外の喫煙所設置は認める。

これに対し、自民党内には「五輪開催都市でバー、スナック以外の飲食店で例外を設けた例はない」（党受動喫煙防止議員連盟）などとの批判もあり、調整が難航する可能性もある。一方、受動喫煙防止を訴える超党派の議員連盟は、昨年の厚労省案をベースに規制を緩めない対案の議員提案を目指している。【山田泰蔵】

子育て支援 保育所利用、柔軟に

子ども・子育て支援法改正案は、待機児童解消に向けて、市区町村の枠を超えた認可保育所の利用を調整する仕組みとして都道府県ごとに「対策協議会」を設置することなどが盛り込まれている。政府は今国会で成立させ、4月1日の施行を目指す。

認可保育所は、原則的に保護者の暮らす市区町村にしか利用申請できない。協議会は、保護者の住む自治体の保育所が定員いっぱい、近隣や保護者の勤務先の自治体で枠が余っている場合、利用できるよう調整するのが主な目的。保育士の確保策なども議論する。

政府は、待機児童対策の財源として経済界に3000億円程度の追加負担を求めている。法案は、企業が児童手当の財源などとして負担する「子ども・子育て拠出金（事業主拠出金）」の拠出金率の上限0・25%を0・45%へ引き上げることも盛り込んだ。拠出金の使途も拡大し、認可保育所の運営費に使えるようにする。【桐野耕一】

（社説）高齢化と年金 不安に応える改革こそ

朝日新聞 2018年2月18日

政府が新たな高齢社会対策大綱を決めた。目を引くのが、原則65歳からの年金の受け取りを、70歳より後に遅らせることができる仕組みを検討する、としたことだ。その分、毎月の年金額を増やす。

65歳以上を一律に「高齢者」とみるのではなく、意欲のある人には、できるだけ長く働いて社会を支える側に回ってもらおう。そんな考え方に基づく。

たしかに今の高齢者は多様だ。元気に働き、一定の収入がある人にとっては、新たな仕組みは選択肢になるだろう。

ただ、年金制度について考えるべき課題は他にも多い。そのことを忘れてはならない。

年金の受け取りは、今も70歳まで遅らせることができる。月額は最大で約4割増える。

ただ、実際に受給を遅らせている人は1%程度だ。大綱は、高齢者の就業や起業への支援強化を掲げるが、年金に頼らずに生活できるほど稼げる人は限られるだろう。

働く高齢者を増やすと言うのなら、一定以上の給与があると厚生年金が減額・停止される在職老齢年金の仕組みこそ、見直しを急ぐべきだ。

高齢で働く人たちには非正規雇用も多い。そうした人たちの年金を充実させるため、厚生年金の適用対象をさらに広げていく改革も必要だ。

政府は今回の方針を、個人の選択肢を広げるためと強調する。が、いずれ年金の支給開始年齢を引き上げる議論になるのでは、との見方は消えない。

年金制度を将来も維持できるのか。国民の間にそんな不安が根強いからにはほかならない。政府は、少子高齢化の進行に合わせて給付を抑える「マクロ経済スライド」を04年に導入した。もっとも物価動向など適用に条件があり、15年度に1回実施しただけだ。新年度からは、適用を見送った分を翌年度以降に繰り越し、後でまとめて抑制する仕組みを始める。

マクロ経済スライドも支給開始年齢の引き上げも、どちらも給付を抑える手段だ。ただ、前者がすでに年金を受給する高齢者にも痛みを求めるのに対し、後者はこれから年金をもらう世代だけがしわ寄せを受ける。世代を超えて負担を分かち合うため、まずはマクロ経済スライドをきちんと機能するようにすることを考えるべきだろう。

同時に、給付抑制の影響を大きく受ける低所得世帯への目配りが欠かせない。暮らしが立ちゆかなくなることはないよう、福祉施策も含めた手立てを考えていくことも重要だ。

社説：高齢社会大綱 年金受給の弾力化を進めたい 読売新聞 2018年02月18日

「人生100年時代」に向けて、高齢期の経済的安定が重要な課題だ。就労と年金を柔軟に組み合わせ、暮らしの安心を確保する。そのための環境整備を急がねばならない。

政府が、新たな高齢社会対策大綱を決定した。65歳以上を一律に高齢者と見るのは現実的ではなくなりつつあると強調し、意欲と能力に応じて活躍できる「エイジレス社会」の実現を掲げた。

具体策として、高齢者の再就職や起業の後押し、高齢者雇用に積極的な企業への支援強化などを打ち出している。

意欲ある高齢者に、できるだけ長く働いて社会・経済の支え手になってもらうことは、超高齢化と人口減を乗り切る上で不可欠だ。大綱の理念は適切である。

60歳以上で働いている人の半数以上が70歳超まで働きたいと望んでいる。高い就労意欲を生かす環境作りは、個人の経済的安定や健康維持の面でも意義が大きい。

社会保障制度も、エイジレス社会に合わせた見直しが必要だ。

大綱は、年金制度に関し、受給開始時期を70歳より後に先延ばしできる制度の検討を提言した。

公的年金の受給開始は原則65歳だが、希望すれば60～70歳の範囲で選べる。65歳より前に繰り上げると、その期間に応じて減額され、繰り下げると増額される。1年繰り下げると約8%増え、70歳から受け取ると42%増になる。

この範囲を70歳超に拡大し、さらに年金額を上積みする。就労の長期化を念頭に、受給時期の一層の弾力化を図る狙いだ。

可能なうちは就労所得で生活費を賄い、年金受給を遅らせて引退後の収入を増やす。そうした選択を促す効果が期待できる。少子高齢化に伴う年金水準の低下をカバーする有効な手段と言える。

高齢者は体力や経済力の個人差が大きく、一律の受給年齢引き上げには無理がある。本人の意思を尊重する仕組みが合理的だ。

現状では、繰り下げ制度の利用者は2%に満たない。政府は制度の周知に努めるべきだ。

課題は、就労機会の拡大である。企業には、定年の見直しなどとともに、高齢期までの雇用を見通した能力開発や人事・賃金体系の構築を進めてもらいたい。

自治体やシルバー人材センターが連携し、地域の就労先を増やすことも重要だ。介護や保育など高齢者の参入を待つ分野は多い。

長く働くには健康が肝心だ。医療・介護保険でも予防重視の取り組みを充実させる必要がある。

社説：自画撮り 規制強化で子どもを守れ

京都新聞 2018年02月18日

10代の子どもに、自分の裸を撮影させてメールなどで送信させる。いわゆる「自画撮り」によるトラブルが急増している。

児童ポルノ事件の摘発が過去最多ペースで増加する中、浮かび上がってきたのが、悪用される自画撮りの実態だ。中高生が会員制交流サイト（SNS）で出会った相手に、言われるまま画像を送るケースが多い。

相手は、「顔が見えない」SNSの匿名性を利用して同年代の生徒に成りすまし、やりとりを重ねた上で画像を送信させるという。被害者は昨年上半期に警察が把握した分だけで263人に上る。実際はより深刻とみていいだろう。

高校生（38%）に比べて中学生（53%）が多く、被害の低年齢化も心配だ。画像が違法に売られるなどしてネット上に流出すると、拡散を止めるのは極めて難しい。「ばらまかれたくなければ会いに来い」と脅され、応じた少女が性的暴行を受ける事件も起きている。画像をきっかけとして、要求がエスカレートし、より重大な犯罪に子どもたちが巻き込まれかねない。対策を急ぐ必要がある。

現行の児童買春・ポルノ禁止法で取り締まれるのは、画像の製造や所持、提供などだ。画像の「要求」を禁じる規定はなく、それだけで罰するのは難しいとされる。

このため、都道府県で独自に規制を強化する動きが出ている。先日、京都府が青少年健全育成条例を改正して「要求」行為を禁じる方針を表明。今月1日には全国に先駆けて東京都が条例を施行し、4月には兵庫県もこれに続く。

東京都の条例は、都内の18歳未満に対し「威迫する」「金銭の支払いを約束する」「同性に成りすましてだます」などの方法で自画撮り画像を要求した場合、30万円以下の罰金を科す内容だ。要求者は他府県にいても、画像の入手に至らなくても規制の対象になる。

誰にも言い出せず、いま現在も一人で悩んでいる子どもが各地にいることだろう。こうした事例をいかに相談窓口につなげて保護し、警察の摘発に結びつけるかが重要だ。条例化と自治体の取り組みの効果を注視したい。有効であれば、国においても同様の法改正を検討すべきではないか。

ネットとSNSの普及が背景にあるだけに、事業者の自主的な対策も求められよう。流出画像の速やかな削除や、問題のある書き込みの監視に一層努めてもらいたい。

若者の間ではスマートフォンで自分が撮った画像を送り合うことが日常的になっている。被害の増加の一因には、そうした「抵抗感の薄さ」があるのだろう。

警察庁は、過去の被害事例の詳しい分析に乗り出した。加害者はSNSでのやりとりで個人情報や弱みを握り、画像を要求することが多いという。分析をもとに、広く注意喚起する必要がある。併せて、画像を安易に送らない、不特定多数との出会いや有害情報をブロックする機能を活用する—といった点も家庭や学校で改めて確認したい。

社説：あすへのとびら 強制不妊手術の提訴 優生思想 乗り越えるには

信濃毎日新聞 2018年2月18日

へその下に8センチほどの傷痕が残る。卵管を縛る不妊手術を強制されたのは15歳のときだった。「遺伝性精神薄弱」が理由とされた。

宮城県に住む60代の女性が先月末、国に謝罪と損害賠償を求める裁判を起こした。子どもを産み育てる基本的人権を奪われたと訴えている。不妊手術を強いた旧優生保護法の違憲性と、被害の救済を怠ってきた国の責任を問う初の訴訟である。

〈不良な子孫〉の出生防止を掲げた優生保護法の下、戦後半世紀近く、多くの障害者らが手術を受けさせられた。本人の同意がない強制手術に限っても、統計に残るだけで1万6千件余に上る。長野県でも400件近くあった。

優生保護法ができたのは1948年。現憲法が施行された翌年である。見過ごせないのは、戦時下の国民優生法よりも優生思想が色濃くなったことだ。命に優劣をつけ、選別する考え方である。

<“善意”の衣の下に>

当時の日本は、国外からの引き揚げや出産の増加によって急増した人口の抑制が大きな政策課題だった。産児制限とともに「人口資質の向上」の必要性が唱えられ、優生政策が強化された。政府が出した通知は、身体の拘束や麻酔のほか、だますことも認めていた。知的障害の女性に「病気の手術」と偽って子宮を摘出した事例をはじめ、法の規定に反する生殖器官の除去も横行した。

憲法は個人の尊重を根幹に置き、基本的人権の保障と法の下での平等を定めている。にもかかわらず、手術を強いられた人たちは、等しく尊厳と人権を持つ存在とは見なされていなかった。羊水検査で胎児の診断が可能になった60年代後半以降、積極的な受診を呼びかける運動が兵庫を先駆けに各地に広がる。異常があれば中絶し、「不幸な子」が生まれないようにする。「善意」の衣をまとった命の選別だった。

胎児の障害を理由に中絶を認める条項を置く法改定の動きも起きた。脳性まひの当事者団体「青い芝の会」が抗議の声を上げ、優生保護法の差別性に社会の目が向くのは70年代半ばのことだ。

さらに20年余を経た96年、優生保護法は「母体保護法」に改められ、優生思想に根差した条文は全て削除された。けれども、差別や人権侵害を放置した責任が問われたわけではない。政府は「当時は適法だった」と強弁し、補償や救済は一切なされていない。

裁判を起こした女性は、父母が他界し、手術当時の事情を知る人はいない。宮城県が昨年開示した「優生手術台帳」の記録が提訴に結びついた。一方で、同じ宮城の70代の女性は記録が見つからず、提訴を断念している。

共同通信の調査で、個人を特定できる資料が残るのは21道県の2800人分ほどにとどまる。時とともに廃棄や散逸の恐れは増す。当事者の多くは高齢だ。実態をつかむには、徹底した調査と掘り起こしを急がなければならない。

<自らの問題として>

裁判は「除斥（じょせき）期間」が壁になる可能性がある。20年で損害賠償の請求権が消えるという民法上の考え方だ。母体保護法への改定から既に20年以上を経た。ただ、最高裁は過去に、著しく正義、公平に反する場合は除斥の適用を制限できるとの判断を示している。原告の女性は手術後、癒着した卵巣の摘出を余儀なくされ、縁談も破談にされた。人生を台無しにされた上に、泣き寝入りを強いる除斥を認めるべきではない。尊厳の回復と被害の救済に道を開くことは司法の責務だ。

ドイツでは、ナチス政権下の断種法によって障害者らおよそ40万人が不妊手術を強要されたほか、「安楽死」計画の犠牲者は20万人に及ぶとされる。長く見過ごされていたが、80年代以降、補償金や年金が支給されている。

福祉国家のスウェーデンにも優生思想に基づく断種法はあった。福祉の充実には選別が必要と考えられた。70年代まで、6万件を超す不妊手術が行われたという。90年代に政府が調査委員会を設け、補償制度をつくっている。

法が改められたからといって、優生思想が社会から消えるわけではない。差別、偏見は一人一人の意識の奥に潜んでいる。

産む産まないの判断が女性の自己決定権として尊重されるようになった。一方で、出生前診断の技術が進んでいる。国家が強制するのではなく「個人の選択」に基づくかたちで、新たな優生社会が姿を現す恐れも指摘されている。

過去の過ちと向き合うことは、これからの社会を考える一歩だ。国は被害を検証し、補償、救済を進める責任がある。根深い優生思想を克服していくために、私たち自身が自らの問題として受けとめることが欠かせない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

